

平成 2 1 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 7 号

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部改正について

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部を改正する条例

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5  
年函館市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

桔梗南第 3 地区地 区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定によ り告示された函館圏都市計画桔梗南第 3 地区地区計画において地区整備計画が定 められた区域	を
桔梗南第 3 地区地 区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定によ り告示された函館圏都市計画桔梗南第 3 地区地区計画において地区整備計画が定 められた区域	に
石川北第 2 地区地 区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定によ り告示された函館圏都市計画石川北第 2 地区地区計画において地区整備計画が定	

	められた区域
--	--------

改める。

別表第 2 中

桔梗南第 3 地区地区整備計画区域	一般住宅地区	桔梗南地区地区整備計画区域一般住宅 A 地区の項イ欄に掲げるもの	を
-------------------	--------	----------------------------------	---

石川北第 2 地区地区整備計画区域	一般住宅地区	桔梗南地区地区整備計画区域一般住宅 A 地区の項イ欄に掲げるもの	に
	一般住宅 A 地区	桔梗南地区地区整備計画区域一般住宅 A 地区の項イ欄に掲げるもの	
	一般住宅 B 地区	桔梗南地区地区整備計画区域一般住宅 A 地区の項イ欄に掲げるもの	
	公共公益施設地区	桔梗南地区地区整備計画区域一般住宅 A 地区の項イ欄に掲げるもの	

改める。

別表第 5 石川北地区地区整備計画区域の項中「低層一般住宅地区」を「一般住宅 A 地区」に、「一般住宅地区」を「一般住宅 B 地区」に改め、同表中

	複合住宅 地区	180平方メートル	を
--	------------	-----------	---

	複合住宅 地区	180平方メートル	に
石川北第2地 区地区整備計 画区域	一般住宅 A地区	180平方メートル	
	一般住宅 B地区	180平方メートル	
	複合住宅 地区	180平方メートル	
	公共公益 施設地区	180平方メートル	

改める。

別表第6中

	一般住宅 C地区	道路境界線（すみ切り部分を除く。）までの距離 1メートル	を
--	-------------	------------------------------	---

	一般住宅 C地区	道路境界線（すみ切り部分を除く。）までの距離 1メートル
--	-------------	------------------------------

石川北地区地区整備計画区域	一般住宅 B地区	敷地境界線までの距離 1メートル
---------------	-------------	------------------

に、

	複合住宅 地区	敷地境界線までの距離 1メートル
--	------------	------------------

を

	複合住宅 地区	敷地境界線までの距離 1メートル
石川北第2地区地区整備計画区域	一般住宅 A地区	敷地境界線までの距離 1メートル
	複合住宅 地区	敷地境界線までの距離 1メートル
	公共公益 施設地区	敷地境界線までの距離 1メートル

に

改める。

別表第7中

	一般住宅 C地区	建築物の各部分の高さ 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得た数値に10メートルを加
--	-------------	--

を

		えた数値（当該数値が13メートルを超える場合は、13メートル）
--	--	---------------------------------

	一般住宅 C地区	建築物の各部分の高さ 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得た数値に10メートルを加えた数値（当該数値が13メートルを超える場合は、13メートル）
石川北地区地区整備計画区域	一般住宅 B地区	13メートル

	複合住宅 地区	13メートル
--	------------	--------

	複合住宅 地区	13メートル
石川北第2地区地区整備計画区域	一般住宅 A地区	13メートル
	一般住宅 B地区	13メートル

」

「

」

「

」

「

」

に、

を

に

	複合住宅 地区	13メートル
--	------------	--------

改める。

#### 附 則

この条例は、函館圏都市計画石川北第2地区地区計画の決定に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による告示および函館圏都市計画石川北地区地区計画の変更に係る同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による告示があった日から施行する。

#### （提案理由）

石川北第2地区地区整備計画区域内における建築物の用途，構造および敷地に関する制限を定め，ならびに石川北地区地区整備計画区域の低層一般住宅地区等の名称を変更し，および一般住宅B地区内における建築物の構造に関する制限を定めるため